

わが国の消費生活協同組合の会計規定

—「一般に公正妥当と認められる会計慣行」をめぐって—

山下 壽文

1. はじめに

消費生活協同組合（以下、生協という。）は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的」（生協法1）として組織されている。また、生協は、「一定の地域又は職域による人と人との結合であること。」「組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。」「組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。」「組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。」「組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。」（生協法1①一～五）等を要件としている。

『平成30年消費生活協同組合（連合会）実態調査』（以下、実態調査という。）によれば、活動中の現在の生協は、地域412、職域401、消費生活協同組合連合会（以下、生協連という。）82、総計895に達する。また、生協の組合員総数は66,197,585人である。このことは、生協の社会的影響力の大きさをあらわしており、その組織運営は透明かつ民主的に行われることが求められる。そのために、ガバナンスが求められ、「総

（代）会」「理事会」「代表理事」「監事」等の機関が有効に機能することが必要となる。とくに監事等による業務監査および会計監査は、組織運営を委任された「理事会」および「代表理事」の業務の遂行の結果について第三者がその正否を担保するものであり、株式会社の「取締役会」および「代表取締役会」と監査役との関係に類するものである。

本稿では、生協の「機関」を株式会社の「機関」との対比で検証し、生協と株式会社の組織目的等の相違が中小規模生協の会計規定においてどのような特徴をもたらしているか、とくに「一般に公正妥当と認められる会計慣行」（生協法51の3）の関連で考察する¹。

2. 生協の組織

生協は生協法に基づく組織である。生協法によれば、生協は「法人」（生協法4）とされ、「その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。」（生協法9）と規定されている。これに対して、「会社は事業を行い、それによって得た利益を出資

¹ 生協と同じ非営利法人である公益法人、独立行政法人、学校法人および国立大学法人は、それぞれ「会計基準」を有する。しかし、生協には現在独自の「会計基準」は存在しない。それは、『会社法』が独自の「会計基準」を有せず、『会社計算規則』を制定し、その具体的解釈・適用については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」等に依拠しているのと同様の立場を採っているからである。これが、株式会社との対比で検証する理由である。なお、本稿において、条文引用等の根拠法の表記は、『消費者生活協同組合法』は生協法、『消費者生活協同組合法施行令』は生協令および『消費者生活協同組合法施行規則』は生協規則、『会社計算規則』は会社規則と表記する。また、『法人税法施行令』は法令、『法人税法施行規則』は法規、『法人税基本通達』は法基通、『租税特別措置法』は租特法とする。例えば、『消費生活協同組合法』第10条第1項第一号は、生協法10①一と表記する。

者である構成員に分配することを目的とする団体であって、その意味で営利法人である。」(神田[2019], 6頁)とされる。つまり、生協は非営利法人であるのに対して、会社は営利法人²であるという特徴を有する。にもかかわらず、事業を行うことに変わりはない。

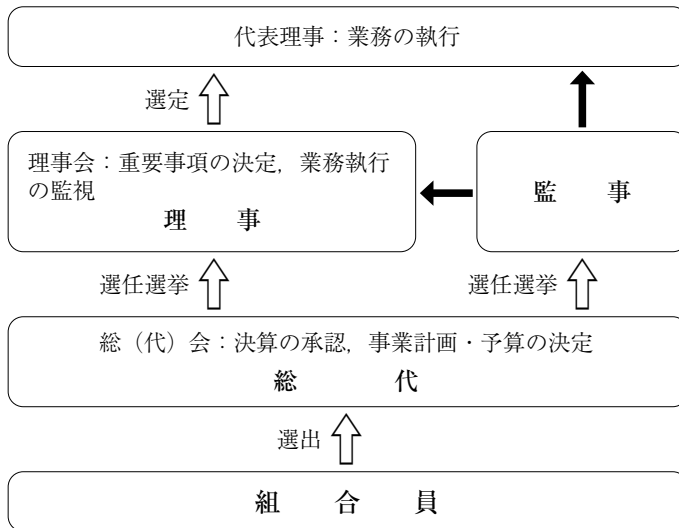
生協は、「組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業」(生協法10①一)、「組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業(第6号及び第7号の事業を除く。)」(同二)、「組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業」(同三)、「組合員の生活の共済を図る事業」(同四)、「組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業」(同五)、「組合員に対する医療に関する事業」(同六)、「高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるも

の」(同七)および「前各号の事業に附帯する事業」(同八)の全部および一部の事業を行うことができる。つまり、生協の事業は、供給、利用、共済、医療および福祉・介護からなる。供給および利用は、宅配および店舗により行われる。これらの組合の事業や活動において、組織としての意思決定やそれに基づく運営を行うためには、意思や行為を行う人や会議体が必要になる。これら人や会議体を「機関」という。

会社の場合、「法人であるから、自ら意思を有し行為することはできない。そこで、一定の自然人または会議体のする意思決定や一定の自然人のする行為を会社の意思や行為とすることが必要になる。このような自然人または会議体を会社の『機関』と呼ぶ」(神田[2019], 178頁)のである。法人である生協における「機関」も同様と考えられる。

生協法では、「役員として理事及び監事³を置

図表1 生協における「機関」の設計



(出所) 筆者作成。

² 生協は非営利法人であり、営利法人である株式会社形態には馴染まない。したがって、『会社法』ではなく、生協法に基づいて組織されている。ただし、最近では、生命保険会社が「相互会社」から株式会社へ移行し、医療・福祉・教育・農業といった非営利組織の分野でも株式会社形態を採る例もある(神田[2015], 3頁)。

³ 「理事の定数は、5人以上とし、監事の定数は、2人以上とする。」(生協法17②)

く」(生協法17①)。なお、『会社法』において、役員とは取締役、会計参与および監査役をいう(会社法329①)。これに、執行役および会計監査人を加えると役員等になる。役員等は、法的には会社に対して委任の關係に立つ。したがって、役員等は会社に対して善管注意義務を負い、取締役は会社に対し忠実義務を負う。法律や定款等はもちろんこれらの義務に違反し会社に損害を与えた場合には、損害賠償義務を負う(神田[2019], 228頁)。

これらの關係は生協においても同様で、役員は善管注意義務および忠実義務を負い、損害を与えた場合には損害賠償義務を負う。生協では、図表1のように「総(代)会」「理事会」「代表理事」「監事」が「機関」設計されている。

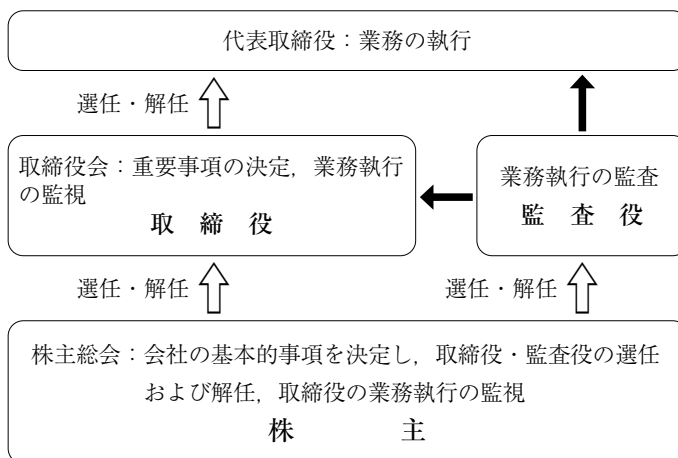
組合員⁴の総会は、生協の運営に関わる重要事項を決定する最高の意思決定機関で、通常年1回開催し(生協法34①)、決算の承認、予算

や年間の行事・活動方針の決定、役員の選出(生協法28①)等を行う。ただし、組合員数が一定以上の生協では、組合員全員が参加する総会に代わって、組合員から選出された代表(総代)が参加する総代会を開催することができる(生協法47①)。理事会⁵は、総(代)会の決定に基づき重要事項の決定と代表理事等による業務執行状況の監督を行う(生協法34の4)。代表理事は、理事会で選定され、生協の代表者として業務を執行する(生協法30の9①②)。

監事は、理事会や代表理事が総(代)会で決定された事業計画および予算に従い忠実に職務を遂行しているか、不正や誤りはないかを監査する(生協法30の3②)「機関」で、監査は会計監査だけでなく、業務執行が法令・定款・規約等に則っているかという業務監査も行う。

株式会社の「機関」は、取締役会設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置

図表2 株式会社(取締役会設置会社)における「機関」の設計



(出所) 筆者作成。

⁴ 生協法第14条第1項・第2項・第3項・第4項において、組合員の資格を規定している。なお、法人は組合員になれない(生協法14①)。また、「組合員の責任は、その出資金額を限度とする」(生協法16⑤)とされ、株式会社の株主と同様に有限責任である。

⁵ 「理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。」(生協法30の3①) なお、役員の任期および損害賠償義務等は本稿の主題とは関係ないので省略する。

会社⁶があり、その設計は異なる。このうち取締役会設置会社では、図表2のように取締役は全員で取締役会を構成し、取締役会は会社の業務執行に関する意思決定するとともに、代表取締役を選任・解任する（会社法362①）。代表取締役は、業務を執行する。なお、株主で構成される株主総会は、会社の基本的事項を決定し（会社法295）、取締役の選任・解任を行い（会社法329①・339①）、取締役の業務の執行を監督是正する権限がある。また、株主総会は監査役を選任して取締役の職務の執行を監査させる。なお、取締役の資格および任期（会社法331・332）、監査役の資格および任期（会社法335・336）については、コーポレート・ガバナンスを踏まえて規定されている。

生協の「機関」設計は、取締役会設置会社のそれと類似しているが、その目的のみならず組合員と株主の性格の相違に配慮する必要がある。組合員は、その入会・脱退（その際出資金は返還される）は自由であり出資金もそれに応じて変動する。これに対して、株式会社の場合、株主は証券市場等で売買⁷することによりその持株を変動させるが、そのことが会社自体の資本金に影響を与えるものではない。増資・減資に関しては『会社法』に規定されている。このことは、組合員と株主の生協および株式会社の決算関係書類等や計算書類等への関心の相違となつてあらわれる。組合員は、決算関係書類等により、理事会が生協法に則り、生協の資産を有効に運用し、組合員への最大の奉仕を行っているかどうか、その業務を監視する。したがって、総（代）会における議決権も出資額に関係なく一票である。これに対して、株主は配当金

あるいはキャピタル・ゲイン（値上り益）に関心を有し、計算書類等により、経営を委託した経営者（役員）の受託責任の結果を判断する。経営者が受託責任を果たさない場合、株主総会で解任をする。したがって、株主総会での議決権は原則として株数に応じて与えられる。これに関連して、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）による金融負債（financial liability）と持分金融商品（equity instrument）⁸の定義では、生協の出資金は負債とみなされる。これについては、次節で論究する。

3. 生協の会計規定

『会社法』は、計算書類として貸借対照表、損益計算書、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」（会社法435②）をあげる。法務省令で定めるものは、株主資本等変動計算書および個別注記表（会社規則59①）である。これに事業報告書および附属明細書を加えて計算書類等という。

生協法は、会計監査人監査生協⁹を除き、「厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」（生協法31の7①）と規定している。これらを総称して決算関係書類等というが、『会社法』における計算書類等とはほぼ同様である。個別注記表に関しては、生協規則において注記事項の規定があるので実質的な相違はないと考えられる。

⁶ この他、取締役が1人でよい取締役会非設置会社があり、意思決定はすべて株主総会でなされる（会社法332）。上場会社においては監査等委員会設置会が一般的であり、2017年6月時点で2,665社の75%を占め、指名委員会等設置会社は74社の2%にとどまる（『日本経済新聞』2017年6月24日朝刊）。

⁷ ただし、株式の譲渡に際して取締役会または株主総会の承認を得る必要がある旨定款で定め、その譲渡に制限を加えている株式会社を非公開会社（株式譲渡制限会社）という。

⁸ 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳[2018]では、資本性金融商品と訳されている。

⁹ 生協連の実態調査によれば、公認会計士等の外部監査を実施しているのは274生協、実施していないのは621生協である。なお、外部監査以外で公認会計士等を活用しているのは、449生協、活用していないのが446生協である。

厚生労働省・援護局地域福祉課長通知「生協法施行規則の改正に伴う組合の財務処理等に関する取り扱いについて」(社援地発0328001 2008年3月28日)(以下、課長通知①という。)は、決算関係書類の附属明細書に「キャッシュ・フロー計算書」を記載することが望ましいとしている¹⁰。また、決算関係書類等の様式例が示されている。

株式会社は営利を目的とするのに対して、生協は組合員への最大の奉仕を目的とし営利を目的としない。このことから、株式会社と生協において資産運用の考え方に相違がある。生協法では、役員がいかなる名義をもってするかを問わず、組合員の資産を投機的に運用することを認めていない。それにより損害が生じた場合には損害賠償義務がある(生協法98①)。しかし、課長通知①によれば、営利組織である株式会社および非営利組織である生協会計の目的は、「意思決定の有用性という観点からは両社間に本質的な差異はない」とし、「基本的には企業会計の基準に準拠した会計処理を行っていくことは当然である」と述べている。ただし、生協の事業目的等の特質に鑑み、企業会計と同様の会計基準を採用すると組合員や利害関係者が意思決定を誤ったり、生協の利益を損うおそれがある場合には、これに適切な会計処理を行うための規定を設けている。

『会社法』において、計算書類等は当該事業年度に係る会計帳簿に基づいて作成しなければならない(会社規則59条③)と規定している¹¹。また、『会社法』は、「株式会社の会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」(会社法431)、会社規則は、「この省

令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他企業会計の慣行を斟酌しなければならない」(会社規則3)と規定している。

『会社法』における計算規定の主要部分は、(1)決算(計算書類の確定・開示等)、(2)計算書類の内容(会計の処理)、(3)剰余金の配当の手続・違法配当の責任等(江頭[2015], 591頁-592頁)により構成される。このうち、(2)は会社規則により規定されている。

貸借対照表については、『会社法』第435条第2項および会社規則第72条から第86条に規定がある。この規定によれば、貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部に区分される。資産の部は流動資産、固定資産および繰延資産に区分され、固定資産は有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産からなる。負債の部は流動負債および固定負債に区分され、純資産の部は株主資本、評価・換算差額等および新株予約権に区分される。

資産の評価については、原則として会計帳簿に取得価額(取得原価、製作価額)を付す(会社規則5①)。建物や車両運搬具等の減価償却資産については相当の償却をしなければならない(同②)。減価償却資産には無形固定資産も含まれる。取得原価から減価償却累計額を控除した金額が貸借対照表価額となる。事業年度の末日の時価が取得原価より著しく低い場合(回復すると認められるものを除く)、時価による(同③一)。事業年度の末日に予測することができない減損が生じた資産または減損損失を認識すべき資産は、取得価額から相当の減額をした額を貸借対照表価額とする(同③二)。取立不

¹⁰ 課長通知①によれば、次のとおりである。「主として共済事業以外の事業を行う組合においては、決算関係書類の内容を補足する重要な事項として『キャッシュ・フロー計算書』を附属明細書の一つとして位置付けることが望まれる。」また、「主に共済事業を行う組合が『キャッシュ・フロー計算書』を附属明細書の一つとして位置付けることを妨げるものではない。」

¹¹ 「商人は、その営業のために使用する財産について、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表をいう。)[を作成しなければならない。](商法19②) 商法は、零細企業を配慮して損益計算書の作成を義務付けていない。

能のおそれのある債権は、取り立てることができないと認められる額を控除する（同④）。つまり、債権から貸倒見積額を控除して貸借対照表価額とする。債権について、取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には適当な価格を付する（同⑤）。売上債権を債権金額より高くあるいは低く取得した場合、債権金額と取得原価の差額は償却原価法により処理する。事業年度の末日の時価がその取得原価より低い資産は、時価による（同⑥一）。市場価格のある資産は、子会社株式、関連会社株式および満期保有目的の債券を除き、時価による（同⑥二）。これには売買目的有価証券およびその他有価証券がある。事業年度の末日に時価または適正な価格を付することが適当な資産は、時価または適正な価格による（同⑥三）。

負債は、原則として会計帳簿に債務額を付さねばならない（会社規則6①）。しかし、退職給付引当金、返品調整引当金（同②一）、払い込みを受けた金額が債務額となる社債（同②二）、事業年度の末日に時価または適正な価格を付することが適当な負債（同②三）は、時価または適正な価格を付す。

IASBの公表した国際会計基準（International Accounting Standard : IAS）第32号改訂版は、金融負債を他の企業に現金または他の金融資産（financial asset）を支払う契約上の義務、持分金融商品を企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分をあらわす契約とする。したがって、金融商品（financial instrument）が持分金融商品か金融負債かの判断基準は、契約上他の企業に現金または他の金融資産を支払う

契約上の義務あるかどうかによる（IASB[2003], par.11）。これによれば、生協の組合員の出資金は負債となるが、前述の組合員の出資金と株主による投資との相違を踏まえたものである¹²。しかし、それはIASBの会計基準に対する論理であり、生協の会計規定に対する論理とは相違する。このことから、生協が国際会計基準¹³に対処する必要はない。

損益計算書については、『会社法』第435条第2項および会社規則第87条から第95条に規定がある。この規定によれば、損益計算書は、営業損益計算および営業外損益計算に区分される。営業損益計算では、売上高から売上原価を控除して売上総損益金額を算出し、さらに販売費及び一般管理費を控除して営業損益金額を算出する。

生協は、「正確な会計帳簿を作成し」、「会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。」¹⁴（生協法32①②）。

生協の会計は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」（生協法51の3①）生協における会計規定は、「第3節決算関係書類」（生協規則66-121）にある。まず、総則において「用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。」（生協規則66）と規定する。

貸借対照表について、会社規則とほぼ同様であるが、固定資産に係る項目の区分の「投資その他の資産」が「その他固定資産」となっている（生協規則81②）。また、純資産の部は、「株

¹² 生協連は、IAS第32号のこの規定に対する異議申し立てにおいて、「負債性を持つ金融商品を厳正に定義することは、国際資本市場において資金調達や金融取引を行うグローバル企業の財務情報を、統一した財務諸表で投資家等に的確に開示することを目的とする国際会計基準の立場からは認容されとしても、それを生活協同組合という組織特性の点でも経営理念の点でも営利企業とはまったく異なる事業組織にもそのままの形で適用することには、多くの問題点があると言わざるを得ない。」（2004年4月16日）と述べている。

¹³ 本稿では、IASと国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards : IFRS）を総称して国際会計基準という。

¹⁴ 『会社法』における会計帳簿の保存期間は10年（会社法432②）、青色申告法人の帳簿書類保存期間は7年（法規59①）である。

式資本」ではなく「組合員資本」となる（生協規則84①）。株式会社と生協は、資金の調達方法に相違があるので、純資産の部の項目の表記が相違するものがある。

会社規則と同様に「貸倒引当金の表示」（会社規則78、生協規則85）、「有形固定資産に対する減価償却累計額の表示」（会社規則79、生協規則86）、「有形固定資産に対する減損損失累計額の表示」（会社規則80、生協規則87）の規定があるが、「たな卸資産及び工事損失引当金の表示」（会社規則77）の規定はない。これは、生協の事業に長期請負工事が無いことを反映したもので、実質的な相違ではない。

これに対して、損益計算書は、会社規則の項目区分と表記に相違がある。売上高は事業収益、売上原価は事業費用、販売費及び一般管理費は事業経費、営業外収益は事業外収益、営業外費用は事業外費用となる（生協規則94①）。利益の表示については、売上総損益金額は事業総剰余金または事業総損失金（生協規則95①②）、営業損益金額は事業剰余金または事業損失金（生協規則96①②）、経常損益金額は経常剰余金または経常損失金（生協規則97①②）、税引前当期純損益金額は税引前当期剰余金または税引前当期損失金（生協規則98①②）、当期純損益金額は当期剰余金または当期損失金（生協規則100①②）となる。これは、株式会社が営利企業であるのに対して、組合が非営利企業であることを配慮したものと考えられる。しかし、計算の内容には相違はほとんどみられない。

生協の資産および負債の評価規定は、会社規

則の規定とほぼ同様である。会社規則第5条の資産評価が生協規則第148条へ、第6条の負債評価が生協規則第149条へほぼそのまま規定されている。ただし、合併の際の資産および負債の評価について、企業会計基準第21号『企業結合に関する会計基準』は時価評価によるパーチェス法を採用のに対し、生協規則は帳簿価額による持分プーリング法を採用（生協規則150①②）。また、会社規則の「社債」の評価は、生協規則にはない。生協では組合員に対して組合債の発行の可能性はあるが、株式会社の発行する社債とは性格が相違する。組合債は、組合借入金として会計処理される（日本生活協同組合連合会会員支援本部・編著 [2012], 186頁）。

生協規則の会計規定に関連して問題となるのは、「一般に公正妥当と認められる会計慣行」（生協法51の3①）とは何かである。

『会社法』の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431）は、株式会社の会計が企業会計の慣行に従って解釈・適用されるべきことを示している¹⁵。ここで、「企業会計の慣行」とは、『企業会計原則』、企業会計基準委員会の公表する『企業会計基準』¹⁶、『中小企業の会計に関する指針』（最終改正2017年3月9日）（以下、中小指針という。）および『中小企業の会計に関する基本要領』（以下、中小要領という。）等を指すと考えられる。ただ、企業会計の慣行に従うといっても、『会社法』には分配可能利益、資本金の額、準備金の額等に関して独自の規定があり、制約を受ける。

「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告

¹⁵ 『会社法』および会社規則において、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」等の具体的規定はない。金融商品取引法（以下、金商法という。）会計の関連で財務諸表等規則は、「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。」（財務諸表等規則1①）と規定している。この「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とは、企業会計審議会により公表された企業会計の基準（同②）、企業会計基準委員会の公表する企業会計基準等（同③）をいう。さらには、指定国際会計基準等を含む。つまり、金商法会計では、財務諸表等規則において「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」を具体的に規定している。

¹⁶ これには、『企業会計基準』（会計処理および開示の基本となるルール）、『企業会計基準適用指針』（基準の解釈および基準を実務に適用するときの指針）、および『実務対応報告』（基準がない分野についての当面の取扱いおよび緊急性のある分野についての実務上の取扱い等）がある。

書」(2010年8月30日)によれば、わが国において株式会社は約260万社ある。その内訳は、上場会社約3,800社、金商法開示企業(上場会社以外)約1,000社、②会社法大会社(資本金5億円以上、または、負債総額200億円以上)約5,200社で、残り約259万社がいわゆる中小会社である。上場会社の連結に関して2013年に企業会計審議会は、上場企業に対する国際会計基準の強制適用を当面見送る方針を決定した。ただし、米国基準や国際会計基準の任意適用は認められる。また、国際会計基準の強制適用を当面見送る代わりに、金融庁は日本基準¹⁷と国際会計基準の折衷案となる修正国際基準を公表することを決定した。これにより、わが国の上場会社では日本基準、修正国際基準、米国基準および国際会計基準の複数の基準が並存することになる。なお、単体では日本基準が適用される。

上場会社以外の金商法開示会社は、連結においては修正国際基準、個別では日本基準が適用される。上場会社および金商法開示会社以外の『会社法』上の大会社は連結で財務諸表を作成する義務はなく(会社法444①)、個別では日本基準が適用される。中小会社はもちろん連結で財務諸表を作成する義務はなく、個別では中小指針および中小要領が適用される。

中小指針は、2005年8月に策定されたが、ハードルが高いということで約3,000社が採用するにすぎず、広く普及していないことから、2012年2月に中小要領が策定された。これらは、上場会社等と比べ利害関係者が債権者や税務当局に限定されることから、上場会社等に適用される会計基準をその実態に合わせて簡略化したものである。なお、中小指針は、『会社法』上の

会計参与制度と関連しており、会計参与が中小会社の計算書類を作成する場合の指針とされる。

課長通知①は、会計慣行のしん酌に当たり、中小規模生協¹⁸は中小指針を参照するとしている。生協法第31条の8第1項¹⁹における共済事業に係る会計監査人監査生協および任意に会計監査人による監査を実施する生協は、中小指針ではなく、企業会計基準委員会の『企業会計基準』等や企業会計審議会の『企業会計原則』等が会計慣行となるであろう。また、課長通知①は、企業会計基準第26号『退職給付に関する会計基準』(以下、退職基準という。)、『固定資産の減損に係る会計基準』(以下、減損基準という。)、企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』(以下、金融商品基準という。)および『税効果会計に係る会計基準』(以下、税効果基準という。)の適用を促している。これらの会計基準は、会計監査人監査生協においてはともかく、その他の生協においては中小指針との調整が求められる。

課長通知①に対しては、日本公認会計士協会監査基準委員会が「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に関する監査」(2014年4月4日 監査基準委員会報告書800)を公表したことを受けて、厚生労働省・援護局地域福祉課長通知「生協法施行規則の改正に伴う組合の財務処理等に関する取り扱いについて」(社援地発0330第3号改正2012年3月30日)(以下、課長通知②という)が出され、生協規則が改正された。その新旧対照表は次のとおりである。

なお、この規定は2015年4月1日以後開始する事業年度から適用された。

¹⁷ 日本基準は、企業会計基準委員会が制定している『企業会計基準』等、企業会計審議会の『企業会計原則』等を含むと考えられる。

¹⁸ 中小規模生協について明確な定義がなく、中小であるかどうかは各生協の自治に委ねられている(日本生活協同組合連合会会員支援本部・編著[2012],33頁)。

¹⁹ 共済事業を行う消費生活協同組合で事業の規模について最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円を超えるもの、または共済事業を行う連合会は、決算関係書類およびその附属明細書について、監事の監査のほか、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない(生協法31の8①、生協令11)。

新	旧
<p>1 会計慣行について (注2) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)第31条の8第1項の規定により会計監査人による監査を受けなければならない組合(以下「会計監査人監査組合」という。)については、中小企業会計指針において「会計監査人を設置する会社(大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。)及びその子会社」がその適用から除外されていることを踏まえ、これと同様の取扱いが求められるものである。</p> <p>(注3) <u>公認会計士による任意監査を受ける組合についても、会計監査人による監査を受ける場合と同様の財務報告の枠組みによる決算関係書類を作成することが望ましい。ただし中小規模の組合にあっては、中小企業会計指針に基づく決算関係書類について監査を受けることを妨げるものではない。</u></p>	<p>1 会計慣行について (注2) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)第31条の8第1項の規定により会計監査人による監査を受けなければならない組合(以下「会計監査人監査組合」という。) <u>及び任意で会計監査人による監査を実施する組合</u>については、中小企業会計指針において「会計監査人を設置する会社(大会社以外で任意で会計監査人を設置する株式会社を含む。)及びその子会社」がその適用から除外されていることを踏まえ、これと同様の取扱いが求められるものである。 (新設)</p>

4. 中小指針の目的、対象、方針および内容

完全版国際会計基準は、投資者に対する投資意思決定情報を提供することに主眼があるので、その対象は証券市場で資金調達を行う上場会社となる。これに対して、証券市場で資金調達を行うのではなく、銀行等の債権者からの借り入れにより資金調達を行う中小会社は、債権者に対して支払能力情報を提供することに主眼がある。このように情報提供目的の異なる上場会社と中小会社では、財務諸表の作成の基礎となる会計基準は同一ではない。

上場会社と中小会社は資金調達方法が相違し、それぞれに対応した会計情報を提供するのである。別々の会計基準が適用される。このような観点のもとに、完全版国際会計基準を簡略化して中小企業版会計基準(*International Financial Reporting Standards for SMEs*)が策定

されたが、会計処理の簡便化のみならず、注記事項も少い。このような状況は、わが国においても同様である。中小会社は大会社に比べて利害関係者の範囲が債権者や税務当局に限定されている²⁰。そこでは、中小会社に対して企業会計基準委員会が公表している大会社向けの『企業会計基準』を中小会社の実態に合わせて簡素化した中小指針が策定された。

大会社向けの『企業会計基準』は、主に投資者へ投資意思決定情報の提供することを目的とし、財務諸表の諸要素(資産、負債、資本、収益および費用)の定義、認識規準および測定的基础を規定した概念フレームワークをもとに設定される。それは、利益観として貸借対照表を重視した資産負債アプローチを採り、時価を容認する。

これに対して、中小会社向けの中小指針は、次のような目的、対象および方針を有する。

²⁰ 利害関係者について、生協は組合員が多数に及びその影響は大きいので公開会社と同様の会計基準を採用すべきであるという見解もあるかもしれないが、生協の組合員と公開会社の株主の投資意思決定には相違があり、ただ利害関係者が多数であることからこれらを同列に論じることはできない。なお、生協連の実態調査によれば、主として供給・利用事業を行う地域生協の一人当たり平均出資額は21,006円である。

中小指針の目的は、(1)中小会社が計算書類の作成に当たり拠ることが望ましい会計処理や注記等を示し、(2)会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すことにある。ただし、会計基準（大会社向けの『企業会計基準』一山下）に拠ることを妨げない。

中小指針の対象は、(1)金商法の適用を受ける会社、その子会社および関連会社、(2)会計監査人を設置する会社およびその子会社を除く株式会社で、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社である。

中小指針の方針は、(1)コスト・ベネフィットの観点からの会計処理を簡便化、(2)経営管理に役立つ会計情報の提供、および(3)法人税法で規定する処理の適用である。

中小指針の内容について、生協規則の会計処理、とくに公正価値との関連で注意すべき事項をあげると次のとおりである。ただし、表示および注記について原則として取り上げない。

金銭債権²¹については、取得価額を付すが、取立不能のおそれがある場合には、金銭債権の属する科目ごとに、取立不能見込額を控除する形式で計上しなければならない（中小指針11）。生協規則では、金銭債権には取得価額を付し「取立不能のおそれのある債権は、取り立てることができないと認められる額を控除する（生協規則148③四）。ここで「取り立てることができないと認められる額」つまり回収不能見込額（貸倒見積額）をどのように算定するかが問題となる。これについては、後述する。

生協規則は、「債権について、取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には適当な価格を付する」（生協規則148③五）と規定している。「適当な価格」とは、取得価額をいう。ただし、債権金額と取得価額との差額が金利調整であるときは決済期日までの

期間にわたり毎期一定の方法で加減して処理する（中小指針12）。これは、償却原価法といわれ、利息法と定額法がある。ただし、上記差額について重要性が乏しい場合には決済時点において差額を損益として認識できる（中小指針12）。

また、「市場価格のある金銭債権については、時価又は適正な価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理することができる」（中小指針13）。これは、生協規則の「事業年度の末日に時価または適正な価格を付すことが適当な資産は、時価または適正な価格による」（生協規則148⑥三）という規定に相通じる。例えば、中小指針では「デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理する。ただし、ヘッジ目的でデリバティブ取引を行った場合、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジに有効である限り、損益の繰延べが認められる」（中小指針16、金融商品基準25・32）と規定されているが、生協では組合員の資産を投機的に運用することを禁じている（生協法98①）ことから、デリバティブ取引の会計処理は対象外であると考えられる。

貸倒損失は、(1)会社更生法による更生計画または民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合等、(2)債務者の財政状態および支払能力から見て債権の全額が回収できないことが明らかである場合に計上される（中小指針17）。

回収不能見込額（貸倒見積額）の算定について、金融商品基準では、債権を(1)一般債権、(2)貸倒懸念債権、および(3)破産更生債権に分類し、貸倒見積額を算定する。

中小指針では、債権の分類は同様であるが、

²¹ 金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権をいい、預金、受取手形、売掛金および貸付金等を含む（中小指針10）。生協規則では、売掛金は事業未収金となる。

これらの取立（回収）不能見込額の算定方法は、金融商品基準の貸倒見積額の算定法に比べて、簡素化されている。つまり、中小指針では、貸倒懸念債権のキャッシュ・フロー見積法による貸倒見積額の算定法および簡便法が省略されている（中小指針18(3)①）。これは、時価を決定する市場のない場合の公正価値による貸倒見積額の算定法の計算が困難であるためである。

また、中小指針では、簡便法として法人税法の規定による貸倒引当金繰入限度額を回収不能見込額とすることができる（中小指針18(3)②）。

生協規則は、市場価格のある資産は、子会社株式、関連会社株式および満期保有目的の債券を除き、時価による（生協規則148⑥二）と規定している。

有価証券の評価については、保有目的等の観点から次の4つに分類し、次のように会計処理をする（中小指針19）。

売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券で、時価をもって貸借対照表価額とし（中小指針19(1)、金融商品基準15）、売買目的有価証券とその他有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められる（中小指針19(1)）。ただ、生協法では組合員の資産を投機的に運用することを禁じている（生協法98①）ことから、投機的な売買目的有価証券の保有は禁じられている。

満期保有目的の債券は取得原価を貸借対照表価額とするが、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理する（中小指針19(2)、金融商品基準16）。

子会社株式および関連会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とする（中小指針19(3)、金融商品基準17）。

その他有価証券とは、上記以外の有価証券で長期的な価格の変動を利用して利益を得る目的の株式、取引先等の業務上の関係から長期保有する有価証券等が含まれる。これには、市場価格のある場合と市場価格のない場合がある。前

者は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は洗替法に基づき、全部純資産直入法または部分純資産直入法により処理する。ただし、市場価格のあるその他有価証券を保有していても、それが多額でない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とすることもできる。市場価格のない場合には、取得原価をもって貸借対照表価額とする。なお、債券について、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする（中小指針19(4)）。

生協規則では、事業年度の末日の時価が取得原価より著しく低い場合（回復すると認められるものを除く）、時価により（生協規則148③一）、事業年度の末日に予測することができない減損が生じた資産または減損損失を認識すべき資産は、取得価額から相当の減額をした額とする（生協規則148③二）という規定があるが、固定資産のみならず有価証券も中小指針では減損として規定されている。

売買目的有価証券およびその他有価証券以外の市場価格のある有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として減損処理しなければならない（中小指針22(1)、金融商品基準20）。この「著しく下落した」ときとは、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて50%程度以上下落した場合をいう（中小指針22(1)）。

市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない（中小指針22(2)、金融商品基準21）。「実質価額が著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいうが、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額

をしないことも認められる。なお、有価証券の減損処理を行った場合には、当該時価または実質価額を翌期首の取得原価とする（中小指針22(2)、金融商品基準22）。有価証券の減損処理について、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないと見込まれるときは、法人税法の取扱いに従うことが認められる（中小指針22(2)）。

有価証券の分類、会計処理および減損処理は、『企業会計原則』および金融商品基準に従って規定されているが、中小会社に実態を配慮して減損処理については法人税法の取扱いに従うことも認めている。これは、中小規模生協も同様であると考えられる。

なお、有価証券の貸借対照表の表示および有価証券売却損益の損益計算上の表示については、『企業会計原則』および金融商品基準に準じていると考えられる（中小指針23・24）。

棚卸資産の評価については（トレーディング目的のものを除く）、原則として取得原価が貸借対照表価額となる（中小指針27(1)、棚卸資産基準7）。ただし、期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額の重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。ここで時価とは、原則として正味売却価額（売却市場における時価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除した金額）をいう（中小指針27(1)(2)、棚卸資産基準37）²²。

なお、①棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき、②著しく陳腐化したとき、③上記に準ずる特別の事実が生じた場合は、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければならない（中小指針27(1)）。これについて、棚卸資産基準は、営業循環過程から外れた滞留ま

たは処分見込み等の棚卸資産の帳簿価額の切り下げとして規定している（棚卸資産基準9）。会計処理に大きな差異はない。

固定資産の取得価額は、購入代価等に付随費用を加えた額であるが、少額の付随費用²³および少額の固定資産²⁴は費用処理できる（中小指針33）。

有形固定資産の減価償却の方法、残存価格および耐用年数については、法人税法の規定に従い減価償却を行うのが会計慣行である。従来の耐用年数に比して著しく短くなった場合は、未経過使用可能期間にわたり減価償却を行う。無形固定資産の減価償却の方法は、定額法その他の方法に従い、有効期間にわたり每期継続して適用する（中小指針34(1)）。減価償却に係る具体的な会計処理は、法人税法の規定を参照して決定することが望ましい。圧縮記帳（中小指針35）については、圧縮積立金を積み立てる方法による。これは、課税の繰り延べとなり、法人税法上の規定と関連してくる。

固定資産の減損について、事業年度の末日に予測することができない減損が生じた資産または減損損失を認識すべき資産は、取得価額から相当の減額をした額をとる（生協規則148③二）。中小指針は、減損損失の認識およびその額の算定における技術的困難性等を配慮して、減損基準をそのまま導入するのではなく、一定の条件のもとに有形固定資産と無形固定資産の減損を行う。つまり、①将来使用の見込みが客観的にないこと（資産が相当期間遊休状態にある場合）、②固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し資産の使用状況に大幅な変更があった場合、および時価が著しく下落している場合には減損損失を認識

²² なお、企業会計基準第9号『棚卸資産の評価に関する会計基準』（以下、棚卸資産会計基準という。）は、製造における原材料等で再調達原価が把握しやすい棚卸資産は、継続適用を条件として再調達原価を時価とすることができる（棚卸資産基準10）としている。

²³ 法人税法では、「当該資産の購入の代価のおおむね3%以内の金額」（法基通5-1-1）をいう。

²⁴ 法人税法では、重要資産を除き、取得価額が10万円未満の資産（法令133）をいう。また、中小企業では取得価額が30万円未満の資産は損金経理できる（特措法67の5①）。

する（中小指針36）。

減損基準では、減損の兆候がある資産または資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識する。なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、資産の経済的残存使用年数または資産グループの中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方である（減損基準二2）。減損損失は、帳簿価額から回収不能価額を控除して算定する（減損基準二3）。ここで回収不能価額とは、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額をいう。正味売却価額は当該資産または資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値は当該資産または資産グループの継続使用と使用後の処分により生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう（減損基準注解注1の1・2・4）。減損処理を行った資産は、減損処理後の帳簿価額に基づき減価償却を行う²⁵（減損基準三1）。

ソフトウェア（中小指針37）およびゴルフ会員権（中小指針38）の会計処理については、『研究開発費等に係る会計基準』等に基づいて規定されている。敷金は、取得原価主義により計上するが、賃貸借契約等で返還しないことが明示されている部分の金額は税法固有の繰延資産に該当し賃借期間にわたり償却、明示されていない部分の金額は原状回復義務にともない回収できないと見込まれる金額を減額し、費用処理する（中小指針39）。また、繰延資産の範囲（中小指針40）および償却額・償却期間（中小指針41）については、実務対応報告第19号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』とほぼ同様である。これらは、生協にとって重要な事項ではないので取り上げない。ただし、法人税法

上の繰延資産は長期前払費用等で処理することに留意する必要がある。

負債は、原則として会計帳簿に債務額を付さねばならない（生協規則149①）。しかし、退職給付引当金、返品調整引当金（同②一）、事業年度の末日に時価または適正な価格を付すことが適当な負債（同②二）は、時価または適正な価格を付すことができる。

負債で問題となるのは、引当金である。引当金の設定要件は、『企業会計原則』注解注18の規定が示されている（中小指針49）。賞与引当金等の法的債務（条件付債務）および修繕引当金等の法的債務ではないが将来の支出に備えるための引当金で金額に重要性の高いものは、負債として計上する（中小指針50）。

引当金の例示は、『企業会計原則』注解注18の規定に基づいて示されているが、1998年の税制改革による課税ベースの拡大により、賞与引当金および退職給付（給与）引当金等の廃止、貸倒引当金の縮減が行われ、法人税法上貸倒引当金および返品調整引当金（その後廃止）以外は損金不算入となった。しかし、賞与引当金は、1998年度改正前法人税法に規定した支給対象期間基準の算式により算定した金額が合理的である限り、この金額を引当金の額とすることができる（中小指針52(1)）。退職給付引当金は退職基準あるいは中小指針、役員賞与引当金は企業会計基準第4号『役員賞与に関する会計基準』あるいは中小指針に拠るとして、その他の引当金をいかに算定するかは中小会社および中小規模生協に課せられた課題となる。

確定給付制度の会計処理について、中小指針は、原則として退職基準に基づき、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算

²⁵ 法人税法上、有形固定資産の減損損失は、減価償却費として費用処理したことになり、超過額が生じるので法人税法に対応した固定資産管理が必要となる（日本生活協同組合連合会会員支援本部・編著[2012], 151頁）。このように、確定決算上の費用（および損失）と法人税法上の損金が異なる場合には、法人税法上調整が必要となる。この場合、税効果会計が生じる。中小規模生協にとって、複雑な会計処理をもたらすこのような調整を避けることが賢明であると考えられる。

した退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する（中小指針54、退職基準13-25）。しかし、簡便的な会計処理として、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務とすることが認められている（中小指針55）。これは、中小会社および中小規模生協の経理能力を踏まえた妥当な措置といえることができる。

2018年3月30日の企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』（以下、収益認識基準という。）の公表により、返品調整引当金およびポイント値引引当金は引当金処理ではなく

なった。

収益認識基準と同時に公表された企業会計基準適用指針第30号『収益認識に関する会計基準の適用指針』（以下、適用指針という。）の設例11は、返品調整引当金について次のような処理を例示している。

A社は製品Xを1個100千円（原価60千円）で販売する100件の契約を複数の顧客と締結し、製品Xに対する支配を顧客に移転したときに現金を受け取った。A社との取引慣行では、顧客未使用の製品を30日以内に返品する場合、全額返金に応じる。A社は、製品97個が返品されないと見積った。

（単位：千円）

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
現金	10,000	売上	9,700
売上原価	5,820	返金負債	300
返品資産	180	棚卸商品	6,000

返金負債は3個×100千円=300千円、返品資産は3個×60千円=180千円となる。

適用指針の設例22は、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムについて次のような処理を例

示している。商品の販売時、売上91,324円、ポイント8,676円、現金100,000円を受け取った（計算過程は省略する）。

（単位：千円）

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
現金預金	100,000	売上	91,324
		契約負債	8,676

当該年度末までにポイント4,110円が使用された。

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額
契約負債	4,110	売上	4,110

返品調整引当金は、収益認識基準の公表にともない廃止されたが、法人税基本通達は、「法人が当該事業年度において、店頭売れ残り品に係る返金負債勘定又は返品資産勘定を設けている場合には、その返金負債勘定の金額から返品資産勘定の金額を控除した金額については、損金経理により返品債権特別勘定に繰り入れたものとみなす。」(法基通9-6-4)としていることから、公認会計士等の監査を実施していない中小規模生協において該当する場合、会計処理に留意する必要がある。

税効果会計とは、「一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)がある場合、利益を課税標準とする法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続」(中小指針62(1))をいう。一時差異には、「未払事業税、賞与引当金、損金不算入の減損損失等一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ将来減算一時差異」(法定実効税率を乗じた金額が繰延税金資産として計上)と「その他利益剰余金において処理される圧縮記帳や純資産の部に直接計上されるその他有価証券評価差額金(評価差益)等一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ将来加算一時差異」(法定実効税率を乗じた金額が繰延税金負債として計上)とがある(同(2)(3)(4))。なお、一時差異の金額に重要性がない場合には税効果会計を適用しないことができる(同(5))。

中小指針と税効果基準はほぼ同様の規定であるが、税効果会計で問題となるのは、繰延税金資産の回収可能性である。これには、繰延税金資産の計上が収益力に基づき課税所得が十分見込めること、さらにはタックス・プランニングを行うことが前提となる(中小指針63(1))。将来の税金負担額を軽減する効果を有していると思込めない場合には、回収可能性はないものと判断され、繰延税金資産は計上できない(同(2))。回収可能性については毎期見直し、将来の税金負担額を軽減すると見込まれなくなれば、

過大となった金額を取り崩さなければならない(同(3))。

回収可能性についての判断基準については、中小指針第64項に詳細な規定があるので税効果会計により会計処理を行う場合には十分に留意する必要がある。

純資産の考え方における株式会社と中小規模生協の相違については前述のとおりである。収益と費用の認識・計上については『企業会計原則』の発生主義会計(費用は発生主義、収益は実現主義および費用収益対応の原則による期間損益の算定)により規定されている(中小指針73-75)。これは、一般に会計慣行として定着している。

リース取引については企業会計基準第13号『リース取引に関する会計基準』(以下、リース基準という。)が公表されている。リース取引とは、リース物件を貸手(レッサー)が借手(レスシー)に対しリース期間にわたって使用させる権利を与え、借手が使用料たるリース料を貸手に支払う取引をいう。リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引からなる。ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引、またはこれに準ずるリース取引で借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用にともなって生じるコストを実質的に負担することになるリース取引をいう。さらに、ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引の2つに分類される。(中小指針75-2, リース基準8)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、リース資産とリース債務を計上する売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うが、リース料を費用として計上する賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる(中小指針75-3(1))。この場合、未経過リース料

を注記するが、重要でないリース取引は省略できる（中小指針75-4）。ただし、リース基準および法人税法は、売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用し、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を認めていない。

リース資産の償却について、償却年数はリース期間の適用を原則とし、償却方法は定額法、級数法、生産高比例法等のなかから企業の実態に応じて選択適用する。なお、法人税法上のリース期間定額法によることもできる。この場合、リース料として損金経理した金額は、償却費として損金経理した金額に含まれるために、税務上の調整が必要であることに留意しなければならない。（中小指針75-3(2)、リース基準12）。

リース料支払時の会計処理については、支出額を元本と支払利息の支払いに区分する。なお、リース期間の利息相当額は、リース取引開始時のリース料総額とリース資産の計上価額（リース料総額の現在価値）との差額である（中小指針75-3(3)、リース基準11）。

「外貨建取引等」、「組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）」は、中小規模生協にとって重要性が低いと考えられるので取り上げない。

最後に、資産除去債務について、①定期借地権契約に基づく施設の契約の契約期間満了時の除去費用、②法令に基づき除去が義務付けられた施設（建物等の施設にアスベストを使用している場合等）の解体時等の除去費用、③フロン回収・破壊法に基づく解体費や廃棄時の費用（冷凍・冷蔵庫等）に資産除去債務の計上を求め、企業会計基準第18号『資産除去債務に関する会計基準』に準じた会計処理を例示している（日本生活協同組合連合会会員支援本部・編著[2012]、215-216頁）。

5. おわりに

生協は、株式会社のように利益の追求を目的とするのではなく、組合員の生活の文化的経済

的改善向上を図ることを目的とした組織である。生協は利益の追求が目的ではないといっても、効率的組織運営を行うためには、株式会社と同じく損益計算書、貸借対照表およびキャッシュ・フロー計算書を作成し、経営の効率化を検証しなければならない。さらに、会計監査により会計帳簿等が正確に記録・整理されて、生協規則の会計規定に従って損益計算書等が適正に作成され報告されているかを検証する必要がある。この監査は、生協の規模により常勤監事、非常勤監事が行う。また、会計監査については公認会計士等が実施している生協もある。この公認会計士等による会計監査は、共済事業を営む一定規模の生協を除き任意である。

生協における会計監査は、生協独自に詳細に規則を制定して実施するのではなく、『会社法』における株式会社制度に準じている。会計監査の基礎となる会計基準については、生協規則では生協特有の規定以外は詳細に規定せず、「一般に公正妥当と認められる会計慣行」に委ねている。この会計慣行は、『会社法』における会計監査人監査では『企業会計基準』等となるが、公認会計士等の監査が任意である場合には、中小指針も含まれる。中小指針は、中小規模生協における会計処理の基準となるものであり、生協規則の会計規定との関連でその内容を論究した。

中小規模生協においては、常勤監事もしくは非常勤監事による会計監査が行われる。会計監査の際には、会計帳簿等の記録・整理の適合性を検証すると同時に、損益計算書および貸借対照表等に関して中小指針に従って適正に作成されているかどうかを判断しなければならない。公認会計士等が会計監査を行い、それと連携して常勤監事が業務監査および会計監査を実施する生協はともかく、会計監査を実施する中小規模生協の非常勤監事において、「一般に公正妥当と認められた会計慣行」としての中小指針の理解が求められる。また、費用対効果を考慮して、それを補うために外部監査以外に公認会計士等の活用が必要となる。

参考文献

- IASB[2003] IAS32:*Financial Instruments: Presentation*.
(IFRS 財団編企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳[2018]『国際財務報告基準』中央経済社)
- 麻野浅一[2011]『生協監事のガイドブック』日本生活協同組合連合会。
- 江頭健治郎[2015]『株式会社法（第6版）』有斐閣。
- 神田秀樹[2015]『新版会社法入門』岩波書店。
- 神田秀樹[2019]『会社法（第21版）』弘文堂。
- 日本生活協同組合連合会[2014]『生協会計のあり方に関する研究会報告書』（2014年1月）。
- 日本生活協同組合連合会会員支援本部・編著[2010]『事例で学ぶ改正生協法』日本生活協同組合連合会。
- 日本生活協同組合連合会会員支援本部・編著[2012]『生協会計実務の手引き（2訂版）』日本生活協同組合連合会。
- 広瀬義州・徳賀芳弘・内藤文雄編著[2010]『英和和英IFRS会計用語辞典』中央経済社。
- 山下壽文[2012a]『要説新中小企業会計基本要領』同友館。
- 山下壽文[2012b]「わが国の中小企業会計基準の展開」『佐賀大学経済論集』第45巻第3号。
- 山本守之[2018]『法人税の理論と実務』中央経済社。

法律および基準等は本文で示しており、参考文献としてはあげていない。なお、『消費者生活協同組合法施行規則』は2013年3月29日改正、『会社計算規則』は2013年5月20日改正に拠っている。